

40. 大口町

2007年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 梅野 敏基
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉・安倍内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困が拡大しています。このことにより、国民のいのちと暮らしが脅かされ、一家心中や介護殺人などの悲惨な状況が生じています。

医療費や介護の負担増とあわせ、住民税の増税によって国民健康保険料(税)や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」と悲痛な声があがっています。

さらに、2008年4月からは、高齢者の医療費負担増と「後期高齢者医療制度」がはじまり、保険料負担など、高齢者の不安はさらに強まっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割を果たしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 法の趣旨にのっとり、社会福祉の充実に努めております。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

(回答) 住宅改修については、実施済みであり、福祉用具については、考えておりません。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

(回答) 申請に基づき障害者に準ずると認めた者については認めるが、すべての要介護認定者を対象とすることは、考えていません。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 申請方式をとっており、すべて個別送付は考えていません。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

(回答) 広報・無線等で周知ができるよう努力します。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

(回答) 現在、愛知県において現物給付の方向で検討されています。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

(回答) 所得判定の際に、収入基準以下の方を把握し、申請書を送付し案内を行っている。

申請していない方には、電話で案内をするなど漏れのないようにしています。

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いしてください。

(回答) 現在、国から政省令など示されていないが、対象者へのサービスに心掛けたい。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

(回答) 愛知県では、20年4月の実現に向け、制度の見直しが検討されており、医療費の無料化を通院については就学前まで、入院については中学校卒業まで拡大する予定であります。県と併せて、本町としての新たな制度構築に向け、検討したい。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

(回答) 市町村からの強い要望もあり、政令が改正される予定である。これにより、20年4月からは申請主義から職権適用となり、賦課の時点から2割軽減ができる。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

(回答) 受領委任払いは、13年10月1日から実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

(回答) 現在、一般会計からの繰り入れは、考えておりません。

②介護保険料について

- ★ ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
(回答) 特に拡充については考えておりません。
- イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。
(回答) 現行どおりで変更する考えはありません。

③利用料について

- ★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。
(回答) 現在特に考えておりません。
- イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。
(回答) 現在特に考えておりません。
- ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。
(回答) 現在特に考えておりません。

- ④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。
(回答) 該当しない方で、必要と認められる方につきましては、協議書の提出により貸与をしています。

⑤地域包括支援センターについて

- ★ ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケープランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。
(回答) 国基準を満たしております。
- イ. 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。
(回答) 直営であるので、相互連絡を取り合って対応しています。
- ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。
(回答) 直営で運営しております。

- ⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。
(回答) 介護老人福祉施設等の建設は現在考えておりません。認知症対応型共同生活介護については、1箇所平成20年度をめどに社会福祉法人等にて建設していく予定です。

⑦人材確保と質の向上のために

- ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。
(回答) ケアマネジャーについての研修は、年数回実施しております。ヘルパーについては、検討します。
- イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。
(回答) 検討します。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

(回答) 地域支援事業の財源は、介護予防事業に50%を、包括的支援事業、任意事業に19%を充当しており、今後も保険料充当額を減額する考えはございません。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 料金の引き上げは、現在のところ考えておりません。会食方式については、現在のところ考えておりません。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

(回答) 現在のところ、施策としては考えておりません。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

(回答) 介護手当ではなく介護者交流事業を行い、介護者の慰労や心身のリフレッシュを図れるよう努めています。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

(回答) 単独施策として、助成を行っております。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(回答) 巡回バスの運行、タクシーチケット助成などを行い、地域では老人クラブ活動が活発に行われるよう支援を行っています。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(回答) 国民健康保険税についても、公的年金等控除については激変緩和措置がとられています。また、19年度は国保税の見直しを行い、所得割を6%から5%に引下げを行いました。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(回答) 現行制度の運用を行います。

3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答) 医療制度改革を見守っていきたい。

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) 後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上(65歳以上で一定の障害のある方)の方です。

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(回答) 特定の市だけの減免制度を採用することは、県下の被保険者間の公平を欠くことになりますので実施できません。また、「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条の資格証明書交付につきましては、要件等の詳細が不明確ですが、柔軟な対応に心掛けします。

4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 愛知県では、20年4月の実現に向け、制度の見直しが検討されており、医療費の無料化を通院については就学前まで、入院については中学校卒業まで拡大する予定であります。県と併せて、本町としての新たな制度構築、現物給付に向け、検討したい。

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答) 産前健診の無料回数は、今年4月から4回とし、10月からはさらに3回追加し7回に拡大します。公費負担による産後健診の実施は考えておりません。

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

(回答) 現在ところ、新設の考えはありません。

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答) 平成17年度から準要保護者に係る補助が廃止され、補助対象が要保護者に限定されました。引き続き準要保護者に対しても援助をしています。

また、申請の受付は、年度当初に学校を経由して保護者からの申請書を提出しているとき、年度途中については、学校経由又は学校教育課の窓口で受け付けております。

5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

(回答) 国民健康保険制度は、その加入者の所得、資産等その担税力に加え、個々の加入世帯あるいは個人が一定額を負担し合い、病気やケガなどに対し必要な給付を行い、お互いの生活の安定を図ることを目的とした、正に相互扶助制度の何ものでもありません。

★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 低所得者の方には、7・5・2割軽減を行っており、保険税を納付しやすいよう軽減

措置を行っています。また、19年度は国保税の見直しを行い、所得割を6%から5%に引き下げを行いました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 国民健康保険法、地方税法等により決められています。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答) 減免制度については、条例施行規則で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

(回答) 減免制度については、条例施行規則で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

(回答) 滞納者に正規の保険証を交付することは、税の公平性を損なう恐れがあります。

納税される被保険者に負担がかからないよう滞納者には短期保険証を交付し、直接本人と会う機会をもち収納に努めたいと考えます。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 納税相談を行い、生活実態の把握に努めております。また、差し押さえなど制裁行政は行っておりません。

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

(回答) 高額療養費支払資金貸付制度の説明など納税相談を行っています。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

(回答) 現在のところは、実施していません。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

(回答) 減免取扱要綱で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

(回答) 国民健康保険事業は、被保険者の所得が不確定であることや加入者が多種多様な職業であるため、馴染まない制度と考えます。

6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

(回答) 本町は、実施機関ではありませんので、窓口において制度の説明、生活相談に応じています。

7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

(回答) 自立支援法に規定する要件で行ってまいります。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答) 補装具、日常生活用具は、自立支援法で規定する制度で行ってまいります。移動支援、地域活動支援センターなどは利用料を総合した負担軽減を介護給付、訓練等給付に準じた規定で行ってまいります。

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

(回答) 利用時間の上限は必要と考えています。上限時間の検討余地はあると考えますが、当面はこのまま実施してまいります。通学等に利用できるようには考えておりません。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答) これまで、精神障害者の入院費については町単独で助成を行っており、また19年4月からは精神通院費(自立支援医療を受けている人)の助成を実施しています。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

(回答) 現在のところ、負担を無くすることは考えていません。

⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

(回答) 放課後・長期休暇中の支援のため日中一時支援のメニューを設けています。

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

(回答) 人件費補助ではない支援を考えてまいります。

8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

(回答) ①現在の基本健診は無料ですが、特定健診は保険料にかかわることから自己負担ありの方向で検討しています。他の健診も自己負担金の無料化は考えておりません。

②特定健診及び歯周病健診は現在4か月間ですが、来年度は期間延長の方向で検討します。がん検診の実施期間は9か月間で概ね通年実施となっております。

③特定健診、歯周病健診は個別医療機関委託で、がん検診は医療機関委託と集団検診を併用し実施しております。

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

(回答) 従来どおり実施する方向で検討しています。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

(回答) がん検診については、国の指針に基づき実施しておりますが、子宮がんは旧来より毎年受診を可としていたことから、引き続き年1回としております。乳がん検診は費用負担も高額となりますので、効率的な運用の面からも今後とも国の指針に基づき実施してまいりたいと考えております。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

(回答) 平成16年度の開始当初より年1回実施としています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

(回答) 現行の社会保障制度から考えると、全額国庫負担による年金制度は、その財源として増税等が予想され、国民に更なる負担増になると考えます。

②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

(回答) 低所得者に対する減免等は、現在検討中であります。また、保健事業及び葬祭費は、保険料で賄うことになっておりますが、現在、厚生労働省では財務省に対して20年度補助金の概算要求をしているところであります。

③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

(回答) 機会を捉えて要望していきます。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答) 愛知県では、20年4月の実現に向け、制度の見直しが検討されており、医療費の無料化を通院については就学前まで、入院については中学校卒業まで拡大する方向で検討されております。本町としても、県と併せて検討していきます。また、国庫負担金の減額については、機会を捉え要望していきます。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答) 医療制度改革を見守っていきたい。

②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

(回答) 現在、検討されており、愛知県の動向を見守っていきたい。

③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

(回答) 現在、検討されており、愛知県の動向を見守っていきたい。

④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

(回答) 現在、検討されており、愛知県の動向を見守っていきたい。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

(回答) 機会を捉えて要望していきます。

⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答) これまで、本町では精神障害者の入院費については町単独で助成を行っており、また19年4月からは精神通院費(自立支援医療を受けている人)の助成を実施しています。

現在、愛知県において見直しが検討されており、動向を見守っていきたい。

⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

(回答)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

(回答) 国の政省令が、まだ示されていませんが、保険料の設定にあたっては、被保険者、有識者、医療機関からなる会議を設け、意見を聴取することが検討されています。

②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

(回答) 現在、広域連合で検討中である。

③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

(回答) 「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条の資格証明書交付につきましては、現在、要件等の詳細が不明確ですが、柔軟な対応に心掛けします。

④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

(回答) これまでどおり、希望者全員が受けられるよう検討されています。

⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

(回答) 被保険者、有識者、医療機関からなる会議を設けることが検討されています。

以上